

第 144 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 4 年 10 月 13 日（木） 13：00～16：11

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕 勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、金崎健太郎構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 4 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番45：農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減（農林水産省）>

（高橋部会長）まず、農用地利用配分計画について、添付省略を認めた上で横展開していただくということだが、周知の方法やスケジュールについてはどのようにお考えか。

（農林水産省）周知については、10月末を目途に通知を発出する形で周知をしてまいりたいと考えている。

（高橋部会長）様々な担当者会合もあると思うため、そういった機会でも丁寧に説明いただければありがたい。

2点目について、目標地図に位置づけられている場合、賃借権の設定を受ける場合は、新規設定時についても不要と説明いただいた。ただ、地域計画そのものを策定することも労力の要る作業であり、都道府県がそれを認可することも負担があると考え。この辺りの政策については、様々な形で新たに展開、検討されることもあると思うが、引き続き現場の負担を考えながら制度設計や運用をお考えいただきたい。

（農林水産省）今後、元々あった人・農地プランを法定化して基盤強化法において地域計画をつくり、その中で新たに目標地図をつくるという新たな作業もある。この作業については、3月から様々な場面で説明会等を行っており、現場とも意見交換をかなり進めているところ。大変負担がかかる、といった意見もいただいているので、そういった現場の負担軽減がしっかりとできるよう、具体的な制度の運用をしていきたい。

（高橋部会長）負担軽減とはどのようにお考えか。どのような点について省略ができるか。

（農林水産省）一つは制度という部分もあるが、ハードの面でタブレット端末の利用等で省力化をしていくことは考えているところ。手続面においても皆さんが集まって協議の場の中で決めていただいたので、できるだけ円滑に進むよう、関係者と連携しながら実施することで事務負担を減らしていけると考えている。

（高橋部会長）ベースレジストリといった話もあり、そういったものを活用されることも今後あろうかと思う。様々な考慮いただきたい。

（足立構成員）2点質問がある。1点目は、資料3の「各省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」の中で、例えば添付書類の省略化は確かに認められているが、法律上の認可要件には新規と更新との区別がないために、実務上は省略が困難であるという意見がある。この点についてはどのようにお考えか。

2点目は、先ほど説明があった市町村への移譲をいろいろ工夫されている点で、関係機関との調整の話があった。現状、農地バンクを介した農地のいわゆる借り受け、貸付について、関係機関が一体となってやっていく場合に、出し手と受け手のマッチング等のために作成する配分計画といったものが、過度な業務になり得る可能性があるといった見解等もある。実際に関係機関が一体となって進めていくという点について、具体的にどこまでサポートできるのかについても回答いただきたい。

（農林水産省）まず1点目について、省令は出しているが、まだ周知不足な面も否めないことから、10月末を目途に農林水産省から通知も発出する予定であり、先ほど指摘いただいたとおり、現在、地域計画の説明会を様々

開催しているところ。そのような場においても、説明にて紹介した取組のように現状では不要であるということも紹介していきたいと考えている。

2点目、マッチングについては、農業委員会にやっていただこうと考えている。先ほどタブレットの話をしたが、タブレット端末を持って農業委員会の委員が所有者あるいは借り手のところへ訪問するなり、現地の圃場で捕まえるなりして、意向を確認して、そこで打ち込んでいく。情報として足りない部分は、現地に土地改良区なり農協があり、市外の方につきましては農地バンクが情報を持っているため、そこに情報提供の依頼をしていく。マッチングについては、市町村というよりは、むしろ農業委員会の本来業務として、しっかりやらせていただきたいと思います。

(足立構成員) 発信の仕方の工夫を今後引き続きやっていただきたい。なおかつ、今説明いただいた市町村ではできないことに限界があるため、具体的に提案内容に寄り添ってぜひやっていただきたい。

(高橋部会長) 農林水産省としては、地域に入居して、市町村だけではなく関係団体と連携して進めていくということであるため、連携を図っていただければありがたい。

最後の点について、移譲については第1次ヒアリングで少し誤解を招きかねないような表現であったため懸念していたが、第2次回答にあるように、しっかりとした合意の上で都道府県において条例改正をしていただく。つまりメリットをしっかりと強調した上で、市町村の合意を得ながらしっかりと進めていくという姿勢と理解してよろしいか。

(農林水産省) 然り。

(大橋部会長代理) 資料2ページについて、省略している横展開の例として7つの府県を挙げていただいた。この資料上部にシステムでリスト化とあるが、このシステムというのはどの程度のものを要求するのかにつき心配であるため、その中身を知りたい。

2点目は、備考欄に書くというのは容易そうであるが、その方法で本当に添付書類の省略をしてもよいのか。岡山県などは具体例として両方の方法の実施団体例として挙げられているが、これは一方の方法でできるということなのか、この横展開の例の重さの差について補足いただきたい。

(農林水産省) 大きく分けて2つある。一つは、エクセルで管理しているため、エクセルの欄に新規か再設定かという欄をつくっていただく。その上で、打ち込むとソートがかかるため、その機能で新規と再設定を分けるというのが一つの方法である。

もう一つの方法が、実際に押印をして、再設定は再設定の押印をしているという例もある。そうすると、目で見て赤字で再設定とあるため、それで判断していると承知している。

(大橋部会長代理) 具体的な所作も含めて案内いただければありがたい。

(高橋部会長) では、年末の対応方針の閣議決定までに横展開の具体例についてどのように盛り込むかという点については事務局とよく御調整いただければありがたい。

<通番26：公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化（総務省）>

(高橋部会長) 十分に地方公共団体の実情を配慮したいという話である。しかしながら、配慮の中身が、私どもとしては地方公共団体に説明するときに苦慮する。もう少し具体的にどのような配慮をされるのか御教えん願いたい。

(総務省) 今後どういったタイミング、背景で見直しが必要になるか、まだ具体的な予定や見通しはないが、今後見直しが必要になれば、そのときに今回提案のあったことも含めて丁寧に考えていくことが必要になると考えている。高橋部会長への回答になっていないかもしれないが、そういった面もしっかりと踏まえて検討していきたい。

(大橋部会長代理) 今回の提案は、平成26年に総務省からの通知で指針を示されて、基本的に見直しの時期は地方公共団体の判断でやってくださいと一旦裁量に委ねている。

それにもかかわらず、その後に事情はあっても、地方公共団体の自由にとっていたのが、急に計画の見直しを求められるのは、国と地方の関係としてよくないし、計画の見直し時期を一旦地方公共団体の判断に委ねたのであれば、それを前提として、国から見直しの要望があったとしても、むしろそれは総務省で受け止め、現場は計画の見直しに多くの手間がかかるから、そんな一朝一夕にはいかないと言ってもらって、地方公共団体はこの指針を信じてやっていきたいと思っているので、計画の見直し時期は地方公共団体の判断に委ねることを約束するという配慮があれば安心すると思う。

(総務省) そここまで言うことは将来の見通しが定かでない中で難しいが、今、大橋部会長代理から話があったような趣旨で地方公共団体から提案をもらったと思っている。

ただ、この公共施設等総合管理計画は、平成26年の指針では計画期間はおおむねという記載もあるが、その一方で、不断の見直しを行うようにという働きかけも同時にしている。そこも裁量に任せたとされればそのとおりであり、そもそも技術的な助言の範囲を出るものではないと理解しているが、不断の見直しをお願いする、あるいはPDCAサイクルをしっかりと回してもらいたい。これは公共施設の管理だけではなくて財政運営と密接に絡むものであり、国・地方を通じてしっかりと取り組んでいきたいと期待もされている。

そういった意味では、不断の見直しを行い、PDCAサイクルを的確に回して計画の見直しにもつなげてほしいと言っていたこととの関連も含めて、一定の時間が経ったこと、地方公共団体の個別施設計画が令和2年度には出そろっていることがあるので、最初に平成26年の働きかけでつくってもらい、大体平成28年度ぐらいまでに出そろった公共施設等総合管理計画の維持管理の更新の見直し、費用の見直しについては、さらに個別施設計画を踏まえた精緻化が図れるタイミングではないかということで、検討してほしいという話をさせてもらった。

(大橋部会長代理) 多分、地方公共団体は不断の見直しをすることには理解を示しているし、PDCAサイクルを回すことについても理解はしているが、今回、急に令和3年度中という形で、しかも全国一律で出てくるのは、この流れからすると唐突なので、結局これは令和5年度まで期限を延ばしてもらったみたいだが、それぐらいのゆとりを持ってやることは、今回の騒動を踏まえて配慮しますということを一言言ってもらえるとありがたい。

(総務省) 大橋部会長代理から、あるいは提案団体から話があったことも含めて、これからも地方公共団体に寄り添いながら取り組んでいきたい。

(伊藤構成員) 結局、国のインフラ長寿命化基本計画は改定されたのか。

(総務省) 基本計画は改定をされていない。

(伊藤構成員) 今回、本来であれば基本計画が改定されるから地方公共団体も総合管理計画を見直すようにという話になったと思う。今後、国で基本計画を策定するときに、また一斉に総合管理計画を見直せという話が出るのではないかとこの疑念を持っている可能性があって、今回、提案団体も多く、一斉に一種強制的に計画の改定をするということが望ましくないという意見がたくさん出ているので、その辺を踏まえて、今後、具体的に対応してほしい。

(総務省) 今、伊藤構成員から話があった国のインフラ長寿命化基本計画は体系の一番上のものであり、今回、私どもが令和3年度、令和5年度までに見直しをしてもらいたいと言っているのは、公共施設等総合管理計画である。

その端緒として例で挙げたのは、国の行動計画（インフラ長寿命化計画）の見直しが令和2年度に予定がされていたこと、それから、地方公共団体だと、個別の施設計画が各地方公共団体でそれぞれの分野、施設ごとに策定してもらったタイミングがそろってきたので、さらに地方の行動計画（公共施設等総合管理計画）の精緻な将来設計などができるのではないかとこのことを含めて見直しのお願いをさせてもらった。

今後、中長期的にいろいろな見直しがあった場合にはという話があったが、先ほど回答したとおり、今回のヒアリングでの指摘を含めて、必要な対応ができるように検討していきたい。

(高橋部会長) 端緒があったのは理解する。しかしながら、端緒のときに、いきなり何年度までに一律にという依頼をしたのが問題であった。そもそも地方公共団体の策定する計画の在り方として、当初の通知は国で計画が見直されたことを踏まえて書かれたのだと思うが、地方公共団体に見直し時期が委ねられた計画であることを踏まえた通知の在り方としてどうなのかという疑問が出たということだと思う。

いろいろと検討されるということである。しかし、大体2～3年で人事異動等によって担当が代わっていつて、この提案の教訓が自治財政局の中で組織的にどのように残っていくのかをはっきりさせていただきたいと私は思っている。どういう形で後任に組織的に残していくつもりかについて聞きたい。

(総務省) 基本的に人事異動は当然あるが、必要な引き継ぎはしっかりと行っているつもりであり、これからも何ら変わりはないと思っており、この地方分権の場でいろいろな話をもらっていることについてはしっかりと引き継いでいくものと考えている。

(高橋部会長) 引き継ぎの形態が文書で残ったり、地方公共団体に説明できるような公の形で文書として残ったりするようになるのかというお願いである。

(総務省) 文書で残すことも含めてしっかりと対応していく。

(高橋部会長) 文書で残すことについて、地方公共団体への説明を含めてどういう形が望ましいのかは、ぜひ事務局と調整してもらえればありがたい。

(総務省) 重く受け止めて、しっかりと調整する。

(高橋部会長) 計画内容の簡素化についていかがか。

これは負担軽減という観点でいろいろと整理をお願いできるのではないかと考えているが、そこはいかがか。例えば個別施設計画と重複している項目とか、各種法令で取組が行われているようなものとか、少し省けるようなものはあるのではないかと私どもは思っている。

(総務省) 26番の記載事項の見直し簡素化、記載事項の見直しという項目で、私どもは回答を準備している。公共施設等総合管理計画の記載事項が幾つかあるが、その中ではインフラ長寿命化基本計画、骨太の方針等でしっかりと盛り込むようにとされた事項もある。

また、起債の前提となっている事項も含めて様々な記載事項があるが、その中で簡素化できる項目は何かあるか、提案も含めて簡素化できるように、鋭意検討している。

今日時点で何が簡素化できるか具体的にと言われると、まだ検討途上という回答しかできないが、簡素化してほしい、記載事項を見直してほしいとの要請があることを重く受けとめて、今、取組を進めているところである。

(大橋部会長代理) 前日も言ったが、ここに盛り込まれている内容がその時々重点政策みたいなものを網羅的に挙げている。耐震化、長寿命、ユニバーサルデザイン、脱炭素化というような形で、その時々政策の手段をたくさん盛り込む形にすると、結局、その計画に合わせて調整や見直しが多く出てくる。

これは先ほど部会長が言ったように、個別関係法令で既に取組が行われているものであれば、それをここに網羅的に挙げるようなことは本当に必要なのか、そこの考え方を整理してもらって、施設管理として安定的に要求されるものをここに挙げてもらうことが大切で、個別のその時々流行りを挙げて豪華に見せると、結局、地方公共団体がそれに振り回されるような気がする。

簡素化という言葉の中には、重複を省くこと以外に、計画項目として挙げるものについての考え方の整理も同時にあるのではないかという気がするので、ほかで担保でき、ここで書く必要がないものについては抑えてもらう、そういうことも検討いただきたい。

(総務省) そういった視点も含めて引き続き検討していく。

(高橋部会長) 簡素化については、よく事務局と提案団体の提案を踏まえて、作業を進めてもらいたい。

<通番40：公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化（総務省）>

(総務省) いただいた御提案の趣旨を踏まえて、法改正の検討を進めているところである。

(高橋部会長) 積極的に御検討いただけるということで、検討スケジュールはどうか。

(総務省) こちらの事務局の時間軸に合わせて法改正の対応ができるようにしたい。

(高橋部会長) では、一括法に乗せていただけるという認識でよいか。

(総務省) その方向で今、鋭意進めているところ。

(高橋部会長) 検討会などを開いたりするというところもあるかもしれないが、スケジュールを踏まえて進めていただくようお願いする。

(総務省) 公立大学法人は地方行財政の中でも非常に重要なものなので、検討会は持つようにしているが、その中で、この論点を議論していただくかどうかということも含めて、検討している。いずれにせよ、分権提案に沿って対応したいと考えている。

(高橋部会長) それでは、一括法に間に合う形で、ぜひ作業いただきたい。

<通番63：国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止（総務省、文部科学省）>

(高橋部会長) まずは総務省に対して聞くが、財政措置の必要性というのは理解できるし、そのために計画を作成させ、起債の許可に当たって、ある種のチェックが必要だということも分かる。しかしながら、あえて個別施設計画を網羅的に策定することまで要件にするということではなくて、別の形で事業の必要性をチェックするということは考えられないのか。

(総務省) この事業債は国・地方に通ずるインフラ長寿命化計画の体系の中で位置づけられたものについて様々

な需要が生じるだろうということで、手当てをしているもの。もしも自治体の独自の取組で整備が必要になってくるようなものがあれば、それはまた別の地方債の発行ができることと思うため、そういった中で分担をしていただいで対応するということかと考える。

(大橋部会長代理) この施設の長寿命の施策が大事だというのは大変よく分かるが、今回、計画案件を提案募集全体の中で扱っている背景としては、計画が非常に多くなってきていて、努力義務と言われても自治体は真面目にそれを一生懸命作るため、汲々としてしまっているというのは各所で多々出てきており、個別施策を一個一個取ったら、どれも全て重要であるが、そこに計画がぶら下がっていて、しかも努力義務でも結構それによって切迫した状況にあるということ。

本件の場合、さらにそれに拍車をかけて、補助要綱であるとか起債であるとか、その要件として計画を迫っているため、より深刻度は強いと思う。しかも総合管理計画と個別施設計画という形で2段階の計画システムを要求している。計画自体は策定も管理も見直しも非常に重い仕組みであるのに、ここで2つも要求しているという点で、閣議決定の観点から見ると、2つの意味で看過できない仕組みになっているわけで、そのところは簡略化するなど、道筋を見つけないかと思っている。

例えば、総務省の自治財政局が作られた質疑応答集等を見ても、施設整備計画とか統合計画というところで記載があれば、個別施設計画は使わなくてもよいというような運用も一方で認められているのであれば、もっと正面に出していただき、そのような運用もできると認めて欲しい。どこかで息を抜かせていただけないと地方公共団体はたまらない。

今回出ている様々な計画案件の中でも、この仕組みというのは、要注意項目が2つも3つも重なっているようなところであるため、施策の重要性を伺って、そうですかというだけだと、地方公共団体に対して私どもも申し開きが立たない。方策をもう少し、計画のもたらす負担ということを考えて、幾つか示すことはしていただけないか。

(総務省) 大橋先生の御指摘については、私どもは当初から、そのように個別施設計画と同じ機能を持つ計画があれば、それで差し支えないというようなことを案内しているため、御指摘の趣旨に添えているかと思われる。

(高橋部会長) 実際にそういう形で認めた事例はあるのか。

(総務省) 実績まで拾ってきていないが、事前にそういったことは周知しているため、自治体としてはそういう意味で相当するものを提出してもらえれば対応することができると思う。

(大橋部会長代理) これだけ提案が出ているため、そういうことがあるのだとすれば、具体的なものでリアリティを持って示してもらえると、随分自治体も安心するのではないかと思う。

(総務省) 公共施設等の適正管理推進事業債については、既に具体的なものでお示しをしており、それを今、大橋先生に御引用いただいたと思って伺った。

(高橋部会長) 実例と、もう少しリアルに理解しやすいように示してもらったほうがありがたいという話である。

(総務省) 地方債についての質疑応答集の中で御案内をしている。

(高橋部会長) それは我々も入手している。しかし、それを踏まえて、こういった計画だったら大丈夫であるとか、こういうものであったら拾えるといった、そういった抽象的なものでなく具体的に横展開できるようなものをぜひお示しいただければありがたいというお願いをしている。

(総務省) 同種類別の計画を策定している場合には、当該計画をもって個別施設計画に代用できるとしている。

(高橋部会長) それだけではない。自治体には様々な例があるため、そういうもので拾ってみて、このような自治体の計画であれば大丈夫、もしくは足りないところがあれば、この計画に付け加えてくれれば大丈夫といったことを示すべきということである。

(総務省) それは個別施設計画を作っていただくことを働きかけているため、それに沿った形になっているかどうかということは御相談をいただければ対応できるのではないかと思うが、個別施設計画もかなり策定を進めていただいているので、どれぐらいの類似相当する計画の御案内の必要があるのかどうかということも含めて考えることである。

(高橋部会長) そこはぜひ事務局とよく御相談いただいで、実際に代替可能であるという内容を示していただければ、自治体も自由度が高まる。今までの計画について、実質上、相当である計画と認めれば認めますということを、実際にそのようにお示ししてもらいたい。

(総務省) 私どもの運用としてももう既に御案内させていただいている。

(高橋部会長) 横展開みたいな実行事例みたいなものを出していただけると、ありがたいというお願いである。

(総務省) 実行事例があるか否かであるが、運用も形式的に個別施設計画でなければ駄目だというような運用にはなっていない形で、従前より御案内をさせていただいている。

(高橋部会長) そこはさらに事務局とよく御調整いただければと思う。

(足立構成員) 今回の第1次回答を踏まえた上での提案団体からの見解の部分については、確かにおっしゃるとおり、公共施設総合管理計画、個別施設計画であれ、多くの地方公共団体が現時点では作っているが、将来的に何らかが生じた場合に当然見直しが求められてくるであろうし、その見直しの際に、今回であれば国庫補助などの起債がついているため、改めて個別施設計画の見直しに加えて、要件を詳細に書いていかななくてはいけない。計画は既に作っているが、見直しの段階で改めて公共施設総合管理計画、個別の施設計画も作らなくてはならない、これが事務負担として多大になってくる可能性があるのではないかと、いわゆる将来を見据えた上でどうなのかという御見解がある。この点についてはどうお考えか。

(高橋部会長) 個別施設計画を自治体で作ってきているという話をされているので、見直しが今後あったときにどうなのかという、見直しの負担があるのではないかとのお話だと思う。そこはいかがか。

(総務省) 将来のことを今予見して申し上げることができないが、恐らくそういった御負担も含めて、それを上回る自治体の皆様に周知を図っておきたい事項、あるいは御助言させていただきたい事項ということが技術的、あるいは社会情勢的に出てくることはあるかと思うし、そういった中で、さらに今後の財政運営上の維持更新費の縮減を図る中での自治体の取組なので、そういったことを丁寧に御説明させていただきながら取り組んでいくことになるものと現時点では思っている。

(高橋部会長) これは毎年度起債の許可というのは出すのか。

(総務省) 毎年度それぞれの団体から必要に応じて申請があるため、必ずしも同じ団体から毎年度申請が来るものではないが、全国の団体で対象の事業があるところから、都道府県なり総務省なりに起債の申請、つまり届出等があるということである。

(高橋部会長) その際に、個別施設計画が変わっていなければそれでよしという風にはなっていないのか。

(総務省) 個別施設計画において記載があるかどうかの確認に際して毎年出す計画を替えるよう要請しているわけではない。

(高橋部会長) 毎年同じものを出せという話ではないということか。申請のたびに過去のもの全部出せという話ではない。

(総務省) 施設ごとに更新のための投資に費用がかかって、それに地方債を充当するということであるため、地方債が充当される施設の個別施設計画については見せていただくことになる。

(高橋部会長) それが前に出したものであれば、それはもうそれでよしとしていただくということできないのかということである。

(総務省) その施設に関しては個別の施設計画があるので、今回起債の届出等に当たって個別施設計画を出すからといって、別のもので替えるということになるのだろうか。個別施設計画は施設ごとにできているため、その施設ごとに起債の届出等をいただく。

(高橋部会長) それが過去に申請したものであればそれでよいという話。

(総務省) 同じ施設で2回申請があるということか。

(高橋部会長) そのとおり。

(総務省) そのときは同じ個別施設計画の中に位置づけられた取組だということであれば、確認するのも同じ計画になる。

(高橋部会長) そこはそういうことでよろしいということ。事務局としてはそういう趣旨でよいか。

(泉参事官) 起債の場合、個別施設計画の中のどの箇所が対象になるかというのは恐らく毎回違うことがあるが、既に過去の起債の協議のときに提出してもらっている計画があれば、それを活用していただくとか、あるいは自治体のホームページ等に計画が公表されているのであれば、それを見ていただくことによって、毎回申請の都度、個別施設計画を出さずに済む方法もあるのではないかと思っている。今回、私どもとしても提案団体の意向を受けて、少しでも自治体の負担も軽減したいという中で、申請の際の手続なり、添付書類の簡素化なり、負担の軽減ができればということも考えているところである。また改めて、事務的に相談させてもらえればと思う。

(高橋部会長) 申請手続上のいろいろな話があって、負担軽減の可能性がないかどうかという問題意識が事務局にある。よくその点は相談していただければありがたいと思う。

(金崎構成員) もともとは地方分権の流れの中で補助金改革や起債の弾力化に伴いこのような計画が作られるようになったが、自治体は技術的助言に基づいて自分達でつくようになったという意味では分権だったが、結果的にこういったお金の話といまだに結びついているということで、半ば義務的な形で受け止められている。補助金や起債の手続上必要な情報が国としてあるとすれば、それをきちんと明確化して、本当に計画という名前にすべきかどうかを整理していかないと、根本的な解決にはならないのではないかと思う。

要はお金と計画が結びついているのに、立て付け上は自治体が自主的につくるものに技術的助言をしていることになっているため、建前と本音が合っていない状態になっているのではないかと思う。

そういう意味では個別施設計画については、交付金とか起債の手続において必要な情報があるというのは国側の事情としてはあると思うが、総合管理計画は何かそういうものがあるのか。総合管理計画を一斉に作らせるということが、何か国側の事情として必要な情報や、何かに使いたいとか、そういうものはあるのか。

(総務省) 国側の事情という意味では、国も地方もインフラが老朽化してきていて、しっかりとした取組、更新投資が急増する時期を迎えているということが、平成25年頃の事情である。

(金崎構成員) 国側としては、個別施設計画は起債の確認を行ったり交付金の金額を確認したりという場面で使っているのだと想像するが、総合管理計画のほうは、それを何か国として地方財政措置などに使っていることはあるのか。

(総務省) そういう意味では、全体の体系として、まず、総合管理計画をつくり、それから、個々の施設ごとに個別施設計画をつくるという、それが国も地方も共通の体系なので、私どもはそういった取組を自治体にしていただく中で財政状況、財政需要が出てくるだろうということの後押しさせていただくという視点から、この公共施設等適正管理推進事業債をつくらせていただいたということ。

(金崎構成員) そういう体系は非常に美しい反面、計画の体系の話と現実にそれが求められている背景が、建前と本音のような関係になっているので、自治体も事実上、義務づけられているような印象を受けているところに問題の根源があるのではないかと思う。情報が本当に国として必要であれば、その情報が何かということ特定した上で求めることはあってよいと思うが、本来自治体が自主的につくる計画という形を取っていることと実態が合っていないことを解決しないと、この問題はなかなか解消しないのかなと思っている。

(総務省) 繰り返しになるが、全体の体系の中で地方団体には財政需要が生じるだろうということで、そこを後押しする措置をするために措置させていただいているもの。情報云々という話もあったが、この体系の中での財政措置ということで整理をさせていただいている。

(高橋部会長) 金崎構成員のお話は我々の根本的な計画体系の在り方という観点から問題提起をいただいたのだと思う。有り体に言えば、国としては個別施設計画があれば、公共施設等総合管理計画などは自由でよいのではないのという御主張だと思う。その辺りも踏まえて、今回の検討は個別施設計画の策定と変更の話であり、そこは今まで議論してきたことを踏まえて、緩和の方向でお願いしたい。計画を作らなくては行けないが、なるべく実務負担を減らすという方向でも、いろいろと御検討いただければありがたいと思う。あとは事務局とよく御調整してほしい。

(文部科学省) まず、大橋部会長代理がお話しされた代用というお話があったが、我々は一定程度そのような運用もしてきているが、その周知は確かに十分ではなかったとも認識しているので、回答させていただいたように、既存の計画が存在している場合には、自治体からの相談に応じて、対応できるように検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) その辺りも含めて事務局とよく御調整してほしい。

(勢一構成員) 文部科学省の回答の中に地方分権改革の有識者会議の言及があり、計画策定を求めること自体禁じるべきとまでは言えないという見解と、確かにそう書いてあるが、このくだりには続きがあり、そこで終わっていない。補助金や交付金等の手続も求めるような場合は、そもそも計画策定が必要かどうかという点を含めて検証すべきであるというところがついているので、ここだけを出して、現状は適切であるというのは少しミスリーディングになるので、修正を含めて御検討をお願いしたいと思う。

(文部科学省) 確かに私も手元にあり、そこまでのことを書いているので、これらも踏まえて、我々としては既存計画での代用という措置を検討していきたいと回答させていただければと思う。

<通番65：交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること（文部科学省）>

(高橋部会長) 施設整備計画については簡素化していただけたということだが、これはいつまでに措置していた

だくということになるか。

(文部科学省) 今、検討しているの、具体的な時期ということをここで申し上げることはできないが、合理的に速やかにそういったことができるように考えている。

(高橋部会長) 閣議決定もあるので措置済みにしていただけるとありがたいのだが、前向きに御検討いただけるという回答か。

(文部科学省) 自治体との連携等を踏まえて、いつの時期に計画を変えたら良いのかというのがある。

(高橋部会長) 時期は別にして、閣議決定までに措置していただいて、実施をいつの時点でやるのかはまた別の話である。そういう方向で進めていただきたい。

(文部科学省) 御相談させていただければと思う。

(大橋部会長代理) 先ほどの案件の続きのような話になるが、結局、学校施設も含めて地方公共団体は9割以上、非常に真面目に施設整備をやっているような実情があって、一番心配なのは、3計画があって、更に今回は建築計画という、計画ではないような需要調査みたいなものを計画の名前をつけて行い、計画が多層にある中で、しかも全地方公共団体が真面目に9割強つくっているということになると、結局つくったのはよいが、これから先、ずっと継続して策定、進行管理といったサイクルを回すことを続けていくことになるので、私は全然持続可能なシステムにはなっていないと思う。

もう少しコンパクトな仕組みに組み替えていくことは中長期的な課題としてあって、今日のお話を聞くと、施設整備計画が法律等にも根拠があり全体的なものだとすると、一部であるような個別施設といった他のものはそこに寄せるような形で運用していただくとか、他のところもそうだが、需要調査の目的で計画を使うというのが一般的にあるので、需要調査は計画という名前はつけずに別途粛々とやらせてもらえばよいので、もう少しスリムにさせていただきたいというのが根底にある。

先ほどからお話のあるような読み替えといったものができるところは適宜やっていくというような形でお願いしたい。その一番ベースとなる考え方を御理解いただいて、ぜひ見直しをいただければと思う。

(文部科学省) お話をいただき、確かにそれぞれの性格があるわけで、あとは、個別施設計画の場合は政府全体のインフラ長寿命化という文脈の中でつくられている計画なので、我々は本計画を活用するというような位置づけで運用させていただいているので、我々の申請があるから個別施設計画の策定の事務の負担が自治体になっているわけではないのではないかと認識している。その中で、我々の申請の中で代替できることについてはやっていく必要があると思うため、今回のような提案をさせていただいている。

建築計画というのは、実態としてずっと需要調査をやってきたものであり、自治体もそれを認識されていて、さらにシステムで入力できるものである。自治体の負担を考えると、提案自治体においてちょっと誤解しているところもあったが、あくまでもシステムで入力できるので、簡素化できるということは、きちんと周知していきたいと思っている。

(高橋部会長) 個別施設計画を活用しつつ施設整備計画を策定するという話については、老朽化防止のための先ほど議論していた体系とは違って施設整備計画があるので、項目が似て少しずれているものについては負担軽減をお願いしたい。負担軽減していただけるという話だが、もう少しないか。資料中(2)(3)から略になっているが、学び等いろいろ言い出すと、結構大変な記載内容になるような印象があるが、どうなのか。モデル的にこのぐらいのものであればよいといった形で簡素化していただけるということは無理なのか。全体の施設整備計画の記載項目についてどうか。

(文部科学省) これは資料では途中を略させていただいているが、そもそもこれは記入例も示しており、かなり簡単な記載になっている。例えばここに書いていないが、まず、子供たちの場を確保するという意味では、例えば教室不足の解消をどうするかということが大事な課題なわけで、その整備については既存の余裕教室などを活用しながら必要な整備を順次やっていきますといったように、あくまでも方向性等を記載していただくものなので、かなり簡略化したような書き方のものに既になっている。

(高橋部会長) 承知した。さらに簡略化できる方向がないかどうか、もう一度精査していただきたいという願いをしたいと思う。その上で、大橋部会長代理もおっしゃったが、計画の名称はやめていただきたい。名前を需要調査のように変えていただけるとありがたい。自治体にとっては計画ばかりとなってしまっており、しかも重複が非常に多い。施設整備計画と建築計画は重複項目が多いので、需要調査に必要なものは需要調査で拾っていただいて、思い切って建築計画の重複部分は施設整備計画に寄せてしまう形で運用していただく。つまり、建築計画も本当に純粋に施設整備計画以外で表現できないその時々々の需要調査で対応していただく。かつ、

建築計画については毎年度3回提出させているという話を聞いた。

(文部科学省) 3回ではなく2回である。建築計画、いわゆる需要調査としては、5月と10月の2回に行っている。令和5年度に行う予定のものについては今年の5月、それから10月という2つの時点でさせていただいている。

(高橋部会長) それは財務との関係で5月は要求しないといけないということか。

(文部科学省) どうしても我々の予算の関係で、地方から実際どれぐらいの需要量があるのかということがなければ、予算要求ができない仕組みになっている。そのため、概算要求のタイミングの関係で5月ということにさせていただいて、それと状況の変化もあろうかと思う。

(高橋部会長) 5月から変更になったところだけを出してもらえばよいのではないか。5月に調査後、変更したところだけ出してもらえばよい。

(文部科学省) システム入力になっているので、変更したところを変更していただくという作業になっていると思う。

(高橋部会長) 要するに上書き入力ができるということか。

(文部科学省) そのとおり。上書きというより、5月にやったものの変更のところを変えていただくということである。

(高橋部会長) システム上、10月に上書きするだけなのか。事務局については、そこは大丈夫か。

(泉参事官) 建築計画については、システム入力できるのだが、施設整備計画とはかなり様式等が異なっている。両計画で、概算要求の段階と交付決定の段階と用途は違うかもしれないが、概算要求の段階と交付決定の段階でそれぞれ別々の様式を記入しないで済むように、もう少しそこはつくれるとよいと思うところ。

(高橋部会長) 今はそうなっていないものの、直してもらえんという話か。

(文部科学省) 建築計画については、2回調査するが、5月に調査したものの修正を10月にさせていただく。

(泉参事官) 概算要求・予算編成の段階で使っている建築計画の様式と、多分、予算が通って交付決定をする段階の施設整備計画の様式とは、同じような要素は書いてあるのだが、体裁はかなり違っているように見える。もう少しその部分を最終的には施設整備計画をベースに概算要求から交付決定まで同じような様式で対応できないかということも、もう少し事務的に調整させていただければと思う。

具体的には、施設整備計画の様式3で、交付対象事業に係る学校等の名称、整備方針、整備計画、概算事業費の欄を設けた表でつくられているものがあるが、それと建築計画は様式が違うものの、記載する要素はあまり変わらない場合もあるので、それぞれ違う様式を自治体のほうで別につくらせるよりは、ある程度概算要求から交付決定まで一貫した事務のサイクルの中で、あまり様式をつくり変えないで済むようなことにできないかと考えている。

(高橋部会長) 要するに、同時入力等でできないかという話であると思う。

(泉参事官) 建築計画についてはおっしゃるとおり、概算要求・予算編成作業に必要なシステムとしては恐らく上書き入力できるような形で完結されているのだと思うが、私どもとしてももう少し、交付決定の段階まで一貫通貫でできるような形にしたほうが、より自治体の負担が軽減されるのではないかと。少なくとも今、様式を見る限り大きく違うということもある。

(文部科学省) 御趣旨は分かる。根本的に違っているのは、需要調査という性格のものと施設整備計画については、交付金を交付するという行政行為の手段であること。確かに同じようなということではあるが、実際に学校名や大規模改造等の具体の事業などの情報は共通している部分はあるが、性格が少し異なっているということは御理解いただいた上で、御指摘を踏まえて検討する。

(高橋部会長) 事務局とよく相談していただきたい。その上で、私の個人的な意見を申し上げますと、システム入力ができるのであれば、どちらか入れたらどちらかに反映させるような自動反映みたいなシステムが一番簡単だと思う。項目は一緒なのだろう。

(文部科学省) 同じものもあるが、こちらの施設整備計画については、各何々学校、何々事業等、そういったところは一緒であるが、先ほどお示しさせていただいたように2~3枚のこのような事業をやるということを入力していただくものであるため、同じ部分もあるが、そこは同じではない。

(高橋部会長) 様式3については、項目はほとんど一緒なのだろう。

(文部科学省) そのとおり。

(高橋部会長) その話を今議論しているということであると思う。項目が一緒なものは建築計画のほうをこっ

ちに寄せてください、需要調査上、足りないところは需要調査として別途聴取してくださいと、情報聴取してください、ということ。

(文部科学省) 時系列的にタイミングがあり、最終的に、交付決定の段階で最後の様式3が出てくることになる。

(高橋部会長) でも、10月に上書き補正したら、それは反映させるのではないか。

(文部科学省) 交付決定は実際には年度を越えて行われる。

(高橋部会長) では、10月から動くこともあるのか。

(文部科学省) もちろんある。例えば今年の10月にやるものは、来年の令和5年度の事業の4年10月時点のものということ。施設整備計画は5年度に入ってから5年度の交付金を交付するための手続である。

(高橋部会長) 動くということか。

(文部科学省) 動くことがある。

(高橋部会長) その辺りは事務局とよく御相談していただきたいが、動いてもやりようがあると思う。システムであるため入力してしまえば動いたものであっても上書きすればよい。要は私どもが言いたいのは、建築計画はやめてほしい、需要調査に変えてほしい、重複項目に関しては時期が違うからずれるという話をされていたので、その点は難しいと思うが、簡単に上書き入力できるようにしてほしいなど、負担軽減をしてほしいという話である。一番は建築計画の名称はやめてほしい、そういった名前で計画策定をあたかも要求しているような法のつくりはやめてほしいという話である。そのような制度のつくりはやめてほしい、こういうお願いだが、そこはいかがか。

(文部科学省) 内容的にはおっしゃるとおり需要調査の内容なので、今の全体の中の位置づけだとかを見ながら、趣旨は分かるし、我々としてもやっている内容としては、あくまで需要調査ということでやっており、名前を変えることによって、我々の手続の中でどこを変えなくてはいけないのかとかがあるもので、そういうものも見ながら全体を調整させていただければと思う。趣旨は理解しているつもりである。

(高橋部会長) 可能な限りどちらかに寄せて負担軽減をし、名前も変えてほしい。

<通番62：市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと（文部科学省）>

(伊藤構成員) 自治体への通知について、第2次回答では、計画策定・改定の時期や進め方は各自治体の実情に応じて判断されるべきことについても明記するとあるが、この点についてはどう考えているのか。

(文部科学省) 各自治体の方針に基づくという考えは変わっていない。

(高橋部会長) 伊藤構成員の指摘は、そのことを含めて通知すべきということではないか。

(文部科学省) 通知の内容については、指摘を踏まえ、これまで議論したものについても漏れなく自治体によく理解してもらえよう検討したい。

(高橋部会長) スケジュールはどのように考えているのか。閣議決定の時期を見据えて進めていただきたい。

(文部科学省) 本日、この方針を了解してもらえれば、速やかに発出したい。

(大橋部会長代理) 第2次回答において、教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能とある。計画策定後においても、計画の進行管理や見直しなどが必要となるが、それらも含め、全て教育振興基本計画等の他の計画で代えることができるという理解でよいのか。

(文部科学省) そうしないと意味がないと思う。より柔軟に、各自治体の事情も踏まえてやってもらいたいと考えており、部会長代理の指摘については、そのとおりと考えている。

(高橋部会長) その旨を通知に盛り込むべきではないのか。

(文部科学省) 通知において明確にしたい。

(高橋部会長) この方向でお願いしたい。その上で、将来的に、この学校教育分野において計画体系を美しくつくり上げるという観点からは、一つの基本計画で全て網羅するなど、自治体の職員が取り組みやすいように考えてもらいたいと思うが、どのように考えているのか。

(文部科学省) 現場の負担がない形で、より学校教育の充実に資する行政計画の在り方については、不断に検討していきたい。各分野において、部分最適だけではなく全体最適を目指していくべきことについては指摘のとおりである。十分留意しながら今後の行政を進めていきたい。

(高橋部会長) 議員立法であるため難しい部分はあると思うが、所管は各省であるので、立法に関わった議員も含めて、今の地方行政の実情を伝え、美しい計画体系の作成に向けて協議してほしいということを不断に説明

してもらいたい。

(文部科学省) 主旨は十分に承った。

<通番34：地方スポーツ推進計画の廃止（文部科学省）>

(高橋部会長) 超党派の議連によって立案された法律ということは理解している。しかし、制定された平成23年からは10年以上経過している。その間に、計画に関する世の中の考え方が変わってきており、以前は行政の合理化のために重要であって、積極的に計画行政を進めることが良いとされる風潮があったものの、地方分権の流れの中で、計画に関して法定される法律が増加しており、総合行政が損なわれるような事態になっているということから、骨太の方針の閣議決定に結びついたと理解している。

そういうことから、議員立法の法律といえども、所管省庁としては、所管する計画の体系の在り方について適切な見直しをしていく時期に来ている。総合行政主体の地方公共団体に地方スポーツ推進計画という形で計画策定を求めるということが、他の代替策を採用することに比べて、真にスポーツ行政を展開するためのプラスになるかということの問題提起していただきたいが、いかがか。

(文部科学省) 御指摘のとおり、スポーツ基本法については、策定から一定の時間が経過しているということもあり、改めてスポーツ基本法自体の見直しを検討することが必要ではないかという意見もあるので、見直しを行う際には、今回の地方公共団体からの提案やその他の地方公共団体の実情を聞き取りながら対応していきたいと考えている。

(勢一構成員) 制定から一定年数経ち、この間に、スポーツ基本法が社会に貢献してきた効果が出ていると思う。そういう意味では、今、スポーツ行政の推進のために、自治体が行うべき策としてどのようなものが必要かということを検討し、次のステップに行く必要があるのではないかと感じている。特に最近の地方行政においてスポーツに関する位置づけというのはかなり幅広くなっており、学校教育、健康づくり、子育て、福祉や高齢者の健康、また、野球やサッカー、バスケットボール等々を含めて、地域振興や産業振興もある上、国際交流にも大きく役立っている。このようなことが地域でスポーツをどのように展開していくかということを経営するに当たっては、大部分が総合行政の中に位置づけられている。そのため、独立した行政分野のスポーツというまとめりだけではなく、自治体現場ではそれぞれの施策の中に埋め込まれていく性格のものだとすると、今回示していただいたように、地方公共団体の総合計画などに位置づけていく方が、次のステップにつながるのではないか。そういう意味でも、今の計画の枠組み自体は卒業して、次のステップというような形で在り方を考えるということで、今回の提案は非常に意味があるのではないかと思うが、そういったことを念頭に検討できないか。

(文部科学省) 3月に策定した第3期のスポーツ基本計画においても、まちづくりや社会活性化、健康増進といった様々なスポーツの持つ価値について記載をしており、自治体から見れば総合計画に位置づけるべきだという流れも理解できるので、そこはスポーツ庁がスポーツ基本計画を作ったのだから、スポーツのみの計画を作ってくれという国としての縦割りの対応ではなく、地方公共団体の自主的な考え、総合的な考えというのを尊重して対応していきたい。

(大橋部会長代理) 資料で示していただいた負担軽減策について、ぜひ進めていただきたい。資料に地方公共団体と記載があるが、これは都道府県と市町村、両方含んでいると理解してよいか。例えば都道府県が総合計画で位置づけると言えば、それでも問題ないということで、特に市町村に限定した記載ではないのか。

また、計画の時期、期間、見直しの時期や手続についても地方に委ねるという理解でよいか。

(文部科学省) 2点ともその理解で間違いない。

1点目は、都道府県、市町村を区別せずに、地方公共団体と示している。

2点目は、そういった時期等についても、縛るつもりはなく地方の判断に任せるものである。

(高橋部会長) では、その旨も追加的に記載していただきたい。問題意識は共有できたと思う。計画を策定する際に、あらゆる部署から人を動員して、こっちの記載が厚いから不満だとか、自分の担当の記載が薄いから不満だとか、調整にはすごく大きな事務負担が生じる。スポーツを取り巻く関係団体も多岐に渡り、団体の位置づけ等の調整が必要となる。それが本当にスポーツ行政の円滑な推進に役に立つかということ、私は関係者が顔を見て一緒に仕事ができる体制をつくるのが一番よく、そういった意味では、協議会で議事録を残して意思疎通をすることでも、地方におけるスポーツ行政の推進という目的は果たせるのではないかと考える。計画という手法にこだわるのではなく、今後、的確なスポーツ行政の推進という観点から何がふさわしいのかと

いうのを総合的に御検討いただきたい。

(文部科学省) 承知した。

<通番30：日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止（文部科学省）>

(高橋部会長) 負担軽減策を考えていただいたというのはありがたい。しかし、1点、冒頭に、提案募集において、地域の実情を知る上での調査を行うことについてはルールがあり、地方に調査するときには事務局と一緒に、かつ地方公共団体としての意見を調査していただくことが基本だと私は認識している。実情の調査をされるというのはありがたいが、地方公共団体としての意見が基本であるため、担当部局だけに聞くというのは少々バランスを欠いていて、それこそ分権担当部局と一緒に地方公共団体としての意見を出してもらうというのが基本だと私は思っている。

そのため、ここに出された意見はいろいろあるが、そういう意味で文部科学省の御主張と受け取らざるを得なく、地方公共団体の意見が全体としてバランスよく反映されているのだとは受け取れないので、これを根拠にこの方針をと言われると、私は了承しかねる。

(木村参事官) この件について、全国知事会からも意見をいただいております、そういった団体としての意見があるため、調査を実施する前に御相談してくれればありがたかったと思っている。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、文部科学省としての御主張は御主張として受け取らせてもらうが、全国の自治体の実情を反映させたデータとしては、私は受け取れないと冒頭はつきり申し上げておきたいと思う。

(文部科学省) 手続的なところで理解の齟齬があったとしたら、また確認をしないといけないと思う。それは承知した。私どもが意見照会をしたのは、まさに日本語教育をしっかりと推進していかなければいけないというのは、私たちの一種の責務であり任務であるため、その中で、既に計画を策定された自治体の方にお伺いするというのは接点ができてしまうというところがあり、その下で、質問したということである。

それとともに、提案事項でいただいている支障になった事例というところも、例えばアクションプランを既に作成済みであって、市町村ごとの基本方針の策定の必要はないという御意見だとか、日本語教育について何らかの方針を定めることが必要であると考え、個別方針でなくても上位の計画での位置づけを可とすることが望ましいと考えているとか、当県は既に策定済みであるが、市町村については総務省通知の多文化共生推進プランなどに位置づけている自治体もある中で、これだけを取り出した形の策定を求めるのは困難であるというような御指摘がある。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、御担当の部局に聞くということは一つの手だと思う。それを一概に否定するつもりはないが、私が仮に自治体の担当だったら「頑張ります」との回答になると思う。

(文部科学省) 今、私が申し上げたのは、私どもがいただいた御意見と、こちらの事務局に寄せられた具体的な支障事例は非常に両立するということである。

(高橋部会長) 両立するかどうかも含めて、それは自治体のいわゆるバランスの取れた調査結果に基づいて、我々が事実に基づいて判断すべき話ではないか。だから、これを一概に否定していないと申し上げた。しかしながら、これを根拠に方針を出されることについては、了承しかねる。

(文部科学省) 御指摘のとおり、手続については大変申し訳なかったと思うので、後ほど何かこちらで対応できることがあれば対応したい。

(高橋部会長) 申し訳ないが、実態調査をした上で、もう1度ヒアリングをしたいと考えている。事務局が了承するか分からないが、私個人はそう思っている。独自の調査結果としてこのような事実を出してきて、それで方針を決めましたと言われても、了承しかねる。

(文部科学省) 補足させていただくと、もともと地域の日本語教育の在り方については、文化審議会の中で今後どうするかということについて、こちらの委員会で御指摘いただく前から議論をスタートしていたため、その中でも有識者の方々に今回の御提案を御相談して、9月に一度御意見を頂戴した。

そこでも特に調査結果をもって議論いただいたわけではないが、いろいろな有識者の先生方からも、多様で柔軟な計画を認めたほうがいいというような御意見を頂戴した。この審議会は、年度内に提言をまとめる予定だが、継続して議論をいただく予定である。

こちらの委員会でいただいた御意見を踏まえて、この有識者の方々にも方向性を議論いただき、途中段階ではあるが、今、御説明させていただいた3つのパターンということで、もともと追加の御提案でも仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県からもいただいているが、有識者もそのような方向で、きちんと改めて自治体に周知し

たほうがいいのではないかということである。

(高橋部会長) 手続論はこれぐらいにさせていただく。日本語教育小委員会における意見が出てきているが、閣議決定、骨太の方針を踏まえて、計画体系をこのように政府全体で見直していることを背景説明した上で御説明、意見聴取されたのか。

(文部科学省) 詳しく資料をもってそういった説明をしたわけではなく、今、まさに審議途中である。

(高橋部会長) そうであればこれは生煮えの話ではないか、それでは方針なんて決められないのではないか。

(文部科学省) 一度いろいろなパターンがあるということを示させていただいた。次回も議論を予定しており、本ヒアリングの資料では教育小委員会における意見を紹介している。

(高橋部会長) では、生煮えなのだから、もう1度ヒアリングを行いたいと思う。手続的におかしいからこういった資料が出てきている。手続論はもうこれでやめて、実体論に入りたいと思う。

(大橋部会長代理) 提案いただいている地方公共団体に非常に申し訳ないため、ここに出てきた資料を前提として議論はしない。提案団体は自分の名前を出してきちんと提案を出しているのに、このように匿名で、どこで聞いたか分からないようなものを前提にして議論をすることはできない。今回いただいた第2次回答について、都道府県が計画を定めていて、その下で市区町村が都道府県の計画をもって施策を実施して行きますと言えば、もう市区町村は計画をつくらなくてもいいということについては、お認めいただいたということでもよろしいか。

(文部科学省) それは前回もお答えしたとおりであり、今回もそうである。もし、この方向性がよいということであれば、11月に予定している地方自治体の皆様との研修会的な会議において、きちんと丁寧に、こちらで御指摘いただいた閣議決定を踏まえて、こういう方向性で行きたいということをお伝えできればと思い、今、準備をさせていただいているところである。

(大橋部会長代理) 第2次回答の②③のところは、まさに結論として、こういう方針でいくということであれば、そうしていただきたいと思うが、その前提に書かれているところは必ずしも承服しているわけではない。こういう具体的な施策目標があるからそれに基づいて計画を要求しているというのが大前提だと思うのだが、本件で計画を求めている前提というのがまだはっきり見えない。そのため、今日の資料も含めて、そういうところについて納得して、これを了承するというのではなくて、方策として②③に書いてあるようなことについては、こういう拘束をしないでやっていくということをお認めいただければ、そこはまず承認したいということである。

(文部科学省) 今、日本語教育の推進に関する法律では努めということになっているため、必ずしも義務的に求めているものではない。実際に自治体の中からは、そういったものがなくても、今、事業をやっていただいております。御申請もいただけるということも伝えたりすることで進めているため、その旨は明確にしたいと思っている。

(大橋部会長代理) 努力義務という形で書いてあっても、地方公共団体はみんな一生懸命つくるわけであり、必要ないと思っても、9割の自治体が計画を策定していたりするような実例が多い。そのため、努力義務だと言っていただくよりは、むしろ第2次回答の②③に書いてあるように、都道府県が定めているのであれば、もう市区町村は作らなくてもいいということを明確に示していただいたほうがありがたい。

(文部科学省) 今、御指摘いただいたとおりで、既に策定されているところで、そのまま続けたいところはそのままだにさせていただきたいと思うのだが、これから策定を検討する自治体が非常に多くあり、今まさに検討している自治体もあるため、③のように、例えば都道府県において市区町村の実務も踏まえた域内における地域の方針を定めていただくところについては、市区町村が個々に作っていただくということまでは必要がないということも含めて、御了解いただけるようであれば、11月頃の会議等できちんと丁寧に御説明をしたいと思う。

(大橋部会長代理) この②③という内容は、会議プラス通知という形で明文化したものを地方公共団体に流していただきたい。

(文部科学省) どのような手段かというのは、例えば紙にして審議会ということなども含めて、いろいろあり得ると思う。

(大橋部会長代理) ほかの案件もそうしていただいているので、手段は今言ったように通知で出していただきたい。

(文部科学省) それは事務局の方からどのようなやり方が一番ふさわしいか教えていただきながら、通知なりのものはお出しできればと思う。そのほか審議会、それから、会議ということで、併せてタイミングがいいときに対応させていただければと思う。

(高橋部会長) もともと市町村とか都道府県に、こういった日本語教育について、何か実のある中身をつくっていただくことが政策として望ましいのかということもある。法律を見て、自主的にいろいろと自由につくっていただくことが基本である。改めて地域の役割を文化審議会ではっきり決めて、これどおり実施してと、これどおり実施しなかったら計画として認めないといった話は、違うのではないかと私自身は思っている。

(文部科学省) これどおりやれというよりは、いろいろなやり方があると、どれでもいいですよというような趣旨だと思う。部会長の御指摘は、自治体が日本語教育に対して何か役割を果たす必要がそもそもあるのかということか。

(高橋部会長) 果たせといっても、もともと権限もないところで、一体その計画というものをどれだけやり切れるのか。あまり過大なことを文化審議会で決められても、自治体にとっては困るのではないかということを示している。

(文部科学省) 外国人の共生社会をつくる中の一環として日本語教育支援というものをどうするかというのは、昨今、ウクライナを見ても非常に重要な役割を見出していて、ただ、自治体も部会長の御指摘のとおり、政策資源というか、そういうものが無限にあるわけではないため、目の前にこういう問題があるからと、すぐそれに飛びつくようになってしまうと、自治体としても効率的な事務運営にならない。そういうときに、どこに重点を置いていくかというのは、それぞれの自治体において行政事務を執行するための資源配分の在り方として、計画を努力義務の範囲で策定するということは、そんなに不自然なことではないのだからと思っている。

我々の文化審においても、これでやれとか、これでないと駄目ということではなくて、まさに部会長の御指摘のような、そういう実情に応じた的確な課題ということに対処していきましょうということ踏まえながら、どのように周知するのかというお話があった。そういったようなことも含めながら、審議会の中で周知するプロセスとしてやっていきたいと考えている。

ここでは自治体に過度な義務を負わせるべきでないという御指摘を受けるのだが、別の場所に行くと、都道府県ごとに取組の空白地域があって、そこに対する情報提供やその位置づけ・意義の説明が足りていないのではないかと、もっとそういうことをしっかりやりなさいという御指導をいただくところもあって、そういったものをいかにうまく効率的に実施していくかということを考えている。

(高橋部会長) その辺りの事実認定、事実の共有を我々はしっかりとした手続で共有しましょうと言っている。最初に申し上げたのはそういう意味である。

(文部科学省) 承知した。いずれも貴重な御指摘と認識している。

(大橋部会長代理) 多様なやり方があるということなのだが、地方公共団体は法律で努力義務と書かれると、全然多様ではなくて、定めるといって方向に相当傾斜した形で要求されていると受け止めている。そのため、本当に多様だということを示すのであれば、この②③というところを先ほどからお願いしているように、会議と通知で示していただいて、その土俵をつくることをお願いしたい。

(文部科学省) 御指摘のとおりであり、自治体の方も御担当者の方以外のいろいろな関係団体が存在する。そこがいろいろ国の方針として参考にしてるのが文化審議会という会議であるため、まずはそこで土俵をつくるために、多様な形態というものを前回の会議で御紹介させていただいた。ほかの自治体から相談が一番多かったものとして、既につくっている多文化共生に関係する計画の一部として策定してよいかという御意見を昨年度からいただいていたので、そういったこともあり得るということで、審議会にもお諮りをしよう準備をしていたところである。

今、御指摘いただいた第2次回答における②③も併せて、こういう形態もあり得るということで明確にして、関係者の議論の中でも共有をさせていただいた上で、例えば通知であるとか、いろいろな会議などでも重ねてお伝えしていきたい。自治体に対して、無理を申し上げるということではなくて、自治体の中で自発的に、こういうことをしていきたいということには柔軟に対応させていただきたいと思っており、各自治体にかなり差があるため、その前提も踏まえながら、指導というよりは御助言をさせていただくということで、ちゃんと丁寧に対応していきたいと思っている。

自治体に負担をかけたいというわけではないので、いろいろ悩んでいるところも柔軟に相談に対応し、できるところから進めていただければという姿勢で全て対応していきたいと思っているため、方向性については、ぜひこれからも御指導・御協力をいただければと思う。よろしくをお願いしたい。

(高橋部会長) 私としては、多文化共生の計画の中に一つ入れてもらうなり、あまりバランスの失った形で事細かにその中に全部入れ込みたくないのではなく、全体の計画のバランスのいい形で日本語教育について位置

づけられていることでよしというのが望ましいのではないかと考えている。

私も環境分野をやっているが、環境を一生懸命やったら、環境を頑張れという話になるわけである。文化審議会だって日本語教育担当の先生方、頑張れという話になるのだと思う。何を言いたいかというと、そこで頑張れという中でも自治体ができることをきちんと理解していただくということが文化審議会の場でも重要なのではないかとということである。

(勢一構成員)今の御説明でも多文化共生推進プランのほうに入れてやる形でも支障がないということで、実際に既にそういう事例があるということであった。他方で、この法律に基づく国の基本方針が改定されれば、法律で参酌することになっているので、当然それに合わせて自治体も対応するというようなことが仮に求められるのだとすれば、多文化共生プランのサイクルと合わないタイミングで見直しというようなことがあり得ると思うがいかがか。

(文部科学省)国の基本方針の見直しはおおむね5年ごとではあるのだが、必ずそれに合わせて改定をしていただきたいというような言い方はせずに、ここにも書かせていただいたように、共生プランの中で合わせてやっていただくほうが、逆に日本語教育は単独で推進するというよりは、ほかの行政分野と連携していただくほうがより効果的であり、期待されているところであるため、多文化共生プランを例えば改定するときに合わせて見直ししていただければというようなことも明確に御説明させていただければと考えている。

今までは、そこが確かにきちんと説明できてなかった部分があると考えているため、文化審議会の中でも、そのようなことを今、事例なども含めて議論もさせていただくということで始めている。

高橋部会長の先ほどの御示唆を踏まえれば、多文化共生推進プランに併せてというほうが全体の効率的に合うと思うため、そちらのほうが部会長のお求めにも整合的かと思う。

(高橋部会長)その際に、勢一構成員がおっしゃったように、変えたからといってすぐ変えるのではなくて、全体の計画の改定のときに併せて改定するというのを明確にしてほしいという話である。かつ、私がお願いしたようにバランスが重要だということも踏まえて通知をしていただきたい。

<通番17：会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し（総務省）>

(高橋部会長)任用側、職員側からいろいろ丁寧にお聞きするという話だと思うが、どんな意見が今まで出てきたか。

(総務省)現在、地方公共団体の御意見を伺っているところであり、それらについては、まだ整理・精査している段階で、正確にはお答えできないが、例えば資料3の30ページの提案個票の地方六団体からの意見にあるような、勤勉手当の支給によって新たに必要となる経費に係る財政負担についての御意見であるとか、我々の資料の参考に記載されている会計年度任用職員に対する人事評価などの運用面での影響についての御意見などが見られるところ。

(高橋部会長)承知した。人事評価が大変になるという話か。

(総務省)そういった趣旨のこともあるし、他にも、様々な業務を行う職種であるので、どのように評価をしていくのか、また、勤勉手当に活用していくレベルの評価というものをどうしていくのか等の趣旨であった。

(高橋部会長)承知した。

(大橋部会長代理)国でもこういう形で制度化が一步進んでいて、それに伴うモチベーションの向上等が報告されている中で、今出てきた意見が、国との横並びをお願いしたいというう勢を覆すような内容になるのか。先々の検討の見通しはいかがか。

(総務省)人事評価は率直に申し上げると、様々な論点がある。例えば単純業務をやっている方の人事評価とは何だとか、勤勉手当に必要な成績評価とは何かとか、常勤職員等の支給水準との均衡とか、そういうことを国がどう考えているのかとか、いろいろな細かい議論を今行っている。

このような論点がある中で、地方公共団体の意見も継続して聞いているので、どういう解決の方策があるのか等、整理をしないといけないと認識している。そのような側面もあり、若干時間がかかっていることを御理解いただきたい。

(高橋部会長)承知した。その一方で、閣議決定があるのでスケジュール的な話はいかがか。見込みとして、結論をどのような形で閣議決定に間に合わせるのか。

(総務省)今、鋭意整理しているので、その中で検討していく。

(高橋部会長)承知した。

(伊藤構成員) 今おっしゃったように、人事評価との関わりで、なかなか導入するのは難しいということがよく分かる。そもそも正規職員に対しても人事評価の結果を賞与や処遇に反映させるところまで至っていないという市町村が結構あるのが実態であるので、ましてや会計年度任用職員にはというようなことがある。難しいかもしれないが、全体として制度設計の方向性と時期については、ある程度目標を設定して、進めていきたい。

(高橋部会長) よく調整いただいて、提案が実現できる方向で結果を出していただければありがたい。

<通番1：登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加（総務省、法務省）>

(高橋部会長) 提案については、最終的に令和7年に実現できるということで再度確認させていただきたい。

(総務省) 令和7年度中にシステムを実装するということが義務づけられているので、正確には令和8年度分から基本的に実現できる。

(高橋部会長) システム化まであと3年あるが、法務局では、固定資産評価額の情報がデータ化されていないから難しいという話か。再度確認させていただきたい。

(法務省) 不動産登記情報については、令和4年の法改正で都道府県に提供することとなったが、御要望の固定資産評価額の情報については今御指摘にあったとおり、そもそも電子データですら情報も一切ないという部分もあるため、総務省から説明があった枠組みに必要な限りで協力するスタンスである。

(高橋部会長) 資料にある固定資産税の非課税の有無、固定資産税の減免の有無、貸家該当の有無（貸家の場合、新築住宅特例の対象となる面積要件が異なる）及び住宅部分の床面積は、市町村が必ず持っている情報なのか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 市町村が当該情報を把握し、データとして入力するというルーチンになっているのか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 市町村が新たに揃えなければならない情報ではなく、市町村に負担が生じることはないのか。

(総務省) この情報がなければ固定資産税の課税ができない。そもそもの課税情報である。

(高橋部会長) そもそもの課税情報で必ず持っているということか。

(総務省) 然り。

(大橋部会長代理) 細かい話だが、eLTAXで市町村から都道府県にてオンラインで送信する仕組みについては地方税共同機構により令和8年の秋にリリースと資料に書いてあるが、先ほどの話では令和8年から提案には応えられるということではなかったのか。令和9年まで延びるのか。

(総務省) 2つやることがあり、資料の27ページに記載されている①が市町村の税務システムが標準化され、今まで紙で手間暇かけてやっていたのが、基本的には簡易な操作で必要な情報を抽出できる。それを②のオンラインで市町村から都道府県に送るという2つのことを今からやろうとしている。②が令和8年秋になってしまうことから、その間は市町村から都道府県に送るにはUSB等を用いる必要があるが、令和8年秋からはオンラインで送ることができる。

(大橋部会長代理) 先ほど法務省から、およそ何か情報を持っていないというような話だったが、固定資産評価額の情報は登記所で持っている割合が少ないと私は聞いたが、事実関係はどうか。固定資産評価額の情報を持っている割合が仮に少なければ、固定資産評価額の情報を持っていて融通が利くところも手書きというのは3年間でも非常にかわいそうである。何かできるところは、これに近いことを事実上やることを進めてもいいような気がするが、およそできないということなのか。

(法務省) 現状、多くの場合は登記申請をする個人の方が申請の情報と合わせた税に関する情報を紙で法務局に出すということが一番多い。法務局は個々の申請ごとに紙限りで持っているという状況である。それとは別に地方税法で市町村から法務局に固定資産評価額の情報を通知する仕組みはあるが、現状としては半分以上の市町村は通知をしていない状況であるため、対応が難しいという状況である。

(大橋部会長代理) 半分は情報があるのだとすると、何か工夫するという余地はないか。手書きはあまりに前近代的で都道府県が気の毒なので、3年間でも何とかすることを少し考えないといけないと思うが、いかがか。

(法務省) 今、半分以上はそもそも通知がないが、通知がある場合も紙で来ているものであるため、紙でしか持っていないという状況に変わりはない。法務省の今の取組として市町村に固定資産評価額の情報については法務局に通知してくださいと働きかけをしているところであり、もし、御質問のとおり、紙ではなくて電子で通

知される環境が実現すれば別であるが、まずは総務省で準備されていることを進め、我々は市町村に固定資産評価額の情報を登記所に送ってくださいという働きかけをこれからもしっかりしていきたい。

(大橋部会長代理) 電子データがある程度あるという前提で、この提案は出ていると思っていたが。

(阿部参事官) 提案団体は登記所でデータ化されているのではないかという思いであったが、データ化されている割合は提案団体が思われたよりも少ないという説明が前回のヒアリングの際に法務省からあった。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)